



パレット保育園

palette hoikuen

企業理念

未来の礎を育て、雇用の創出と共に、広く社会に貢献する。

保育理念

子どもたちのイロドリある未来を創造する

保育目標

子どもたちの知りたい、やってみたい、伝えたいをかたちにする

保育方針

- ・子どもにとって豊かなことを考え抜き、リスクを恐れません
- ・子どもの主体性を大切にします
- ・保護者の心の拠り所になります
- ・地域の社会課題に目を向け、包括的な支援をおこないます
- ・時代の変化に合わせて保育の在り方を柔軟に考えます
- ・保育者として専門性と人間性を同時に高め、日々自己研鑽を行います
- ・サービスの提供よりもホスピタリティの提供を行います
- ・保育者同士意見し合える、風通しの良い組織で在り続けます

事業の設置主体

特定非営利活動法人つみき

理事長 福永 浩司

住所 兵庫県西宮市中須佐町7-25

電話 0798-20-3544

保育所概要

- ・ 設置者 特定非営利活動法人つみき
- ・ 事業所 パレット保育園
- ・ 施設管理者 大森 祥代
- ・ 所在地 兵庫県西宮市中須佐町7-25
- ・ 電話/FAX 0798-20-3544
- ・ 定員

0歳児(6ヶ月～)	1歳児	2歳児	合計
6名	6名	7名	19名

- ・ 取扱う保育事業の種類 小規模認可保育事業

事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、保育事業を行う事を目的とします。
- (2) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- (3) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達を踏まえ、保育を行うものとします。
- (4) 利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。
- (5) 当事業所は、「西宮市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を順守し、事業を実施するものとします。

設備概要

○建物構造

- ・ 鉄骨造2階建て及び、鉄骨造1階
- ・ 保育所使用面積： 130.13 m²

○設備の内容

- ・ 0歳児スペース： 21.53m²
- ・ 1歳児スペース： 19.87m²
- ・ 2歳児スペース： 33.26m²
- ・ 調理室： 23.19m²
- ・ 事務室： 9.94m²
- ・ 屋外遊技場： 近隣の公園(中須佐公園)
- ・ 消防設備： 消火器具

連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種 類	保育所
連携施設の名称	西宮市立芦原保育所
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

事業開始

○事業開始及び、届け出日 ・平成27年4月1日

開園日・開園時間及び休業日

開園日	月・火・水・木・金・土（祝日を除く）	
休園日※	日、祝日、緊急災害時など ※12月29日～1月3日は休園日となります。	
原則時間	平日	8：30～16：30
	土曜日	8：30～12：00
開園時間	平日	7：30～18：30
	土曜日	7：30～18：30
保育短時間認定に係る保育時間	8：30～16：30	
保育標準時間認定に係る保育時間	7：30～18：30 (平日11時間の開所時間)	

但し、当施設が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で延長保育を提供する。

またその場合、300円/30分の保育料がかかるものとする。

休園日※：日曜日・祝祭日ほか

その他、施設が必要と判断した日

利用について

○時間

(1) 保育時間

7：30～18：30 の範囲内で勤務時間+通勤時間の利用ができます。

(2) 入園後は、無理なく保育園に慣れてもらうために、慣らし保育にご協力ください。

○対象年齢

0歳児（6ヶ月～）から2歳児（満3歳となった当該年度末まで）

職員体制

令和6年 4月 時点

職種	人数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1		
保育従事者 (保育士)	9	4	5	
調理員	2	1	1	

※職員数は変動する場合がありますが、法律で定められた教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※11時間開園のために職員はローテーション勤務していますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、連絡帳や当番職員へ口頭でお知らせください。

○年間の主な行事について

令和5年度 実施

年 間 行 事 予 定			
4月	入園式 子どもの日	10月	パレット親子デー ハロウィン
5月	親子遠足	11月	内科検診
6月	内科健診 歯科健診	12月	クリスマス会
7月	水あそび	1月	お正月あそび
8月	水あそび パレット夏祭り	2月	節分
9月	敬老の日	3月	ひな祭り お別れ会 卒園式
※毎月の行事・・・お誕生日会・避難訓練・身体測定 ※個人懇談は随時実施します			

提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

園での過ごし方

子ども達は外遊びが大好き。天気の良い日はできるだけお散歩して、お日さまの光を感じながら、元気よく遊びます。もちろん、生活に必要なあいさつやマナーなどもしっかりと身につけます。午後はお昼寝をして、健康的な生活リズムで過ごします。

○日々の過ごし方について

1日の過ごし方	
7:30	開園 登園開始 視診・検温
9:30	手洗い・水分補給 朝の会（歌、挨拶、手遊び、など）
10:00	戸外散歩・他（造形活動・運動あそびなど）
11:00	手洗い・昼食 着替え
12:00	午睡開始
14:50	目覚め・検温
15:00	手洗い・おやつ
16:00	お帰りの会（歌・挨拶・絵本読み聞かせ、など） 自由あそび 順次降園
18:30	閉園

※お散歩・・・天気が良い日には、保育園近隣にある公園などへお散歩に行きます。
※「1日の過ごし方」は子ども達の状態に配慮しながらおこないますので、変更となる場合があります。
※活動の前後や、一人ひとりのタイミングに応じて、排泄、オムツ交換の時間があります。

給食・おやつについて

- (1)業者から食材を仕入れて、自園調理しています。
- (2)昼食（主食+副食給食）と間食（午後1回）を提供します。
- (3)アレルギーに関しては除去食で対応します。配慮が必要な場合はご相談ください。
使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。
（例）卵・牛乳・小麦粉など
★アレルギー食材除去にあたっては、
「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。
また、毎月保護者の方に献立そのものを確認していただきます。

保育料等について

- (1) 保育にかかる利用者負担額
支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。
- (2) 延長保育にかかる費用
延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。
- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保険料	登降園及び保育中の事故等に対応する為	一人当たり 250 円
参加費	交流会等の開催にかかる費用(自由参加)	300 円程度

※ その他、費用が発生する場合は、別途ご案内いたします。

○利用料のお支払い方法

- ・ 当月分を以下の口座へ、当月末までにお振り込みください。
(振り込み手数料はご負担ください)
- ・ 延長保育をご利用の場合は、月末締めで請求書を発行しますので、翌月保育料と一緒に
お振込みください。

振込先口座情報	
銀行名	みなと銀行
店番	059
預金種類	普通
口座番号	1881636

利用契約の終了について

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

提携医療機関について

●内科

医療機関の名称	医療法人社団 関和会 関小児科アレルギー科クリニック
医師名	関 真理子
所在地	西宮市両度町6番22-202号
電話番号	0798-68-2918

●歯科

医療機関の名称	わたる歯科医院
医師名	松浦 亘
所在地	西宮市西福町5-16-302 野村ビル JR西ノ宮駅前
電話番号	0798-68-6480

健康について

- (1) 嘱託医による内科検診を年2回実施します。歯科検診は年1回実施します。
健診の結果については、個別にお知らせします。
- (2) 身体測定は毎月、身長・体重の測定を行います。
結果については、身長・体重記録に記入し成長の確認をしています。
- (3) SIDS（乳幼児突然死症候群）防止対策
SIDS防止対策として「5分おきの睡眠中チェック」「あおむけで寝る」を徹底してまいります。
- (4) 毎日、引継ぎ表と、保護者から聞き取った内容により、お子さまの体調把握に努め、午睡後には検温を実施します。
- (5) 温度計、湿度計を使用し、室内環境の維持を心がけています。
- (6) 空気清浄機を使用し、ウイルスの飛散防止に努めています。
- (7) 職員（すべての保育士、調理員、栄養士）は毎月保菌検査を実施しています。
- (8) 事故・怪我・子ども同士のトラブルについて
十分注意して保育をしています。が集団生活ですので、擦り傷、切り傷、ひっかき傷、噛みつき等を避けられない場合がありますのでご理解ください。

保護者の方へのお願い・お知らせ

○病気や利用中の体調不良について

- (1) 病気や体調を崩した時はお子さまの症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。

(2) 登園前の検温で、37.5℃を超えた熱があり、元気がなく機嫌が悪い・食事や水分が取れていないような時は、お子さまの為に休ませてください。

(3) 保育中に熱が38℃を超えた場合やその他の症状がみられる場合は保護者の方へ連絡をいたしますので、速やかにお迎えをお願いします。

その他

嘔吐・下痢が続く・ぐったりしている・食事、水分を受け付けない・ひどい出血・本人が痛がる、痒がる・普段と著しく様子が違い、機嫌が悪い…など
普段と様子が違うと判断した場合

(4) 病院受診について

在園中の急な病気や怪我の場合には、すぐに保護者の方に連絡をさせていただきます。急を要し、すぐに保護者との連絡がつかない場合は、園の判断で病院を受診する場合があります。

(5) 伝染性の病気にかかった際の、登園許可については、かかりつけ医師による

登所可能証明書・登所届が必要です。

(6) 病名のつく感染症（インフルエンザ・ウイルス性胃腸炎など）の場合は診断後、園にご連絡ください。

ご家族が感染症に罹った場合もお知らせください。罹患された方が送迎される場合は玄関外での受け入れ・引き渡しになります。

・胃腸炎や腹痛の風邪といった診断の場合

受診時に必ず感染するものか否か、いつから（どうなれば）登園可能なのかをご確認いただき、園にお知らせください。

（確認がとれていない場合は、再度確認をとっていただいたからの登園になります）

・嘔吐、下痢などの症状がある場合

発熱がなくても感染症のものかもしれません。

必ず受診いただき、上記の確認をお願いします。

災害時の対応について

(1) 避難訓練の実施

毎月、火災、地震、不審者のいずれかを想定して訓練をします。

(2) 地震等大規模災害

地震、火災などの災害発生時の避難場所は次のとおりです。

園からの連絡に従い、速やかにお迎えにきてください。

緊急時は、園携帯（070-5439-9071）こちらよりお電話させていただきます。

○災害時緊急避難場所

第1 避難場所

名称	西宮市平木中学校
場所	〒662-0835 兵庫県西宮市平木町6-19
電話	0798-65-4500

第2 避難場所

名称	西宮市役所 中市民館
場所	〒662-0857 兵庫県西宮市中前田町8-11 市立中市民館
電話	0798-26-0373

(3) 台風・大雨・大雪などの対応（添付資料あり）

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

○ 午前7時現在で「特別警報」が本市が発令された場合は「休園」とします。

また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

○ 午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。

○ 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

○ 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ
が著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験し
たことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村
の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

(4)開園時間中に、園児の事故が発生した場合、又は園児の容体の急変等の緊急事態が
発生した場合は、下記の方法で対応します。

- ①園児の事故が発生した場合又は園児の容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、
すみやかにご家族および必要機関へ連絡いたします。
- ②急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合も
あります。
- ③必要に応じて、警察、消防、都道府県、市町村その他関連機関への連絡を致します。
- ④事故再発防止策として、事故報告書に基づき調査・検討をして防止策の作成をします。
- ⑤事業所内の会議に事故事例を提出し、再発の防止に努めます。

○加入保険

名称	1、三井住友海上火災保険株式会社 2、独立行政法人日本スポーツ振興センター
電話	1、「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 2、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」 06-6456-3602
保険種	1、施設所有(管理)者賠償責任保険 2、災害共済給付(医療、障害見舞、死亡見舞)

保険の種類	賠償責任保険・障害保険
保険事故 (内容)	施設所有(管理)者賠償責任保険 学校契約団体障害保険
保険金額	<p>【賠償保険】</p> <p>身体 200,000千円/人 1事故につき1,000,000千円 財物 1事故につき100,000千円</p> <p>【傷害保険】</p> <p>医療費(負傷・疫病)</p> <p><災害の範囲></p> <p>●原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療 保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの</p> <p>●けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる</p> <p><給付金額></p> <p>●医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額</p>

	<p>(乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1割の付加給付分のみ)</p> <p>●高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額</p> <p>障害見舞金</p> <p><災害の範囲></p> <p>上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合(その程度により第1級から第14級に区分される)</p> <p><給付金額></p> <p>4,000万円～88万円</p> <p>(通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)</p> <p>死亡見舞金</p> <p><災害の範囲></p> <p>園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡</p> <p><給付金額></p> <p>3,000万円(通園中の災害の場合、1,500万円)</p> <p><災害の範囲></p> <p>運動などの行為に起因する突然死</p> <p><給付金額></p> <p>3,000万円(通園中の災害の場合、1,500万円)</p> <p><災害の範囲></p> <p>運動などの行為と関連のない突然死(乳幼児突然死症候群など)</p> <p><給付金額></p> <p>1,500万円</p> <p>(通園中の災害の場合も同額)</p>
--	---

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

要望・苦情等に関する窓口

○保育園

苦情処理責任者：理事長 福永 浩司

苦情受付担当者：施設長 大森 祥代 TEL 0798-20-3544

○行政機関

西宮市保育幼稚園指導課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 TEL：0798-34-8502 FAX：0798-35-5525

児童虐待の防止

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、お子様に心配なケガやあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。市に通告することにより、お子様と保護者様を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、お子様を大切に思う保護者様と同じ思いで対応を行います。また、園内においてもお子様の権利擁護をしっかりと意識した保育を実践し、虐待防止マニュアルの設置、及び、年1回以上の研修を行います。

守秘義務及び個人情報の取り扱い

- ・当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、個人情報の重要性を認識し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。
- ・場合により自治体（西宮市）に情報を提供する場合がございます。
- ・当園施設内及び、当園主催行事におきまして、撮影されました写真、ビデオをはじめ、保育園や園児に関わる画像・動画につきましては、個人的に楽しんでいただくものであり、不特定多数の閲覧の可能性がある媒体（インターネット等）への掲載、転売等は禁止させていただきます。

2024年（令和6年）4月改定